

たやうなことは殆んど無かつたと見て誤らないであらう。此の有様を最も代表的に表はして居るものとして、次の規定をこゝに抽出したい。元史輿服志に據ると、仁宗の延祐元年十二月に服色の等第を定めて居るが、その中に、

一、蒙古人不在禁限。及見當怯薛諸色人等亦不在禁限。惟不許服龍鳳文。

一、庶人除不得服赭黃。……

一、諸色目人除行營帳外。其餘並與庶人同。

一、今後漢人・高麗・南人等投充怯薛者。並在禁限。

と見える。即ち漢人・南人等は職掌として色目人等と同じく怯薛即ち宿衛に充てられても、蒙古人には無論のこと、色目人の同僚にも自由であつた服色が彼等の上にもは庶民同様の制限を加へられたものである。服色の禁までもかくして嚴重に差別的に漢人・南人の上に加へられたとすれば、其の他すべての待遇がこれに伴ふべきは當然で怪しむに足りない。

要するに元朝の統治方針としては、終始一貫出來得る限りすべての方面に蒙古主義を發揮しようとしたものであることは争はれない。尤も世祖が開國の主として漢地に君臨するに當つては、諸種の制度を建てるについて、支那舊來の制を斟酌して襲踏し、以後の君主も皆世祖の制に従ふを以て施政の重要方針とした。併しながら漠地から乗り出して初めて自から漢地を統治するに至つた世祖には、かくするより外に如何なる道があつたであらうか。從來蒙古族が廣く諸方を征伐するに當つては、その城邑を掠奪し、その君主に服従と納貢とを誓はせるに止めるのを方針としたもので、自から直接その地を經營し、人民を支配することは彼等の長ずる所ではなく、また欲する所でも